

とくする通販広告掲載規約

第1条（総則）

1．本規約は、株式会社ディーツーコミュニケーションズ（以下「甲」という）が運営するモバイル通販情報サイト「とくする通販」（以下「とくする通販」という）への広告掲載に関し、甲と取引会社（広告主、広告会社等を指し、以下「乙」という）との間の合意事項を定めるものである。

2．乙は、自己の判断と責任において、とくする通販を利用することを確認する。

第2条（申込および承諾）

1．乙は、甲に対して、「とくする通販掲載申込書」（以下「申込書」という）に必要事項を記載し、押印した原本を甲に送付する。但し、広告会社が甲に申込み場合には、電子メール（以下「メール」という）をもって申込書に代替できるものとする。

2．乙は、甲に対し、申込書に記載した内容に誤りがないことを保証する。

3．第1項の申込を受け、甲は、乙に対し、甲が指定する web サーバ（以下「管理画面」という）の利用で必要となるログイン ID とパスワード（以下「アカウント」という）を発行する。甲は、当該発行をもって乙からの申込を承諾したものとし、かかる時点で、甲と乙の間に「とくする通販」広告掲載契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

4．甲が乙の申込を承諾した場合、乙は、本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインその他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）を遵守するものとする。

5．広告会社は、あらかじめ自己の取引先である広告主に、本規約について同意を得るものとする。また、甲からの求められた場合には、速やかに当該広告主が本規約に同意したことを証する書面を開示するものとする。

第3条（管理画面の利用）

1．乙は、甲より発行されたアカウントの管理を、自己の責任において行なうものとする。

2．乙がアカウントを紛失、または漏洩した場合には、直ちに甲に報告し、甲は速やかにアカウントの再発行をするものとする。乙がアカウントを紛失、漏洩したことにより生じた損害については、全て乙の負担とする。

3．管理画面の利用にあたって必要な機器、通信手段等は、乙の責任と費用負担において用意する。

4．管理画面の利用は乙の責任において行うものとし、管理画面の利用によって生じた損害について、甲は一切賠償の責を負わない。

5．乙は、管理画面の利用にあたり、管理画面の機能を妨害、破壊、制限するような行為等を行ってはならない。上記行為に起因し甲に損害が生じた場合、乙は当該損害を賠償することとする。

6. 甲は、自由に管理画面の機能の変更、停止または中止をすることができる。変更、停止または中止した場合にも、甲は乙に対して一切の責任を負わないものとする。

第4条（申込事項の変更）

1. 乙は、申込時の届出内容に変更が生じた場合に、速やかにメールにて甲に届出するものとする。変更にともない生じた損害は、全て乙の負担とする。

2. 乙が甲に対し本条にかかわる申込事項変更の届出をしなかったことにより生じた損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。

第5条（規約の変更）

1. 甲が必要と認めたときには、乙へ事前の通知・承諾なくして本規約等の内容を変更することができる。

2. 本規約等を変更した場合には、甲は甲の定める方法にて、乙に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

3. 甲が前項の通知をした後において、乙が広告掲載を継続した場合には、乙は新しい規約を承諾したものとみなし、変更後の規約を適用する。

第6条（掲載料金、請求・支払方法）

1. 甲は、乙に対し、毎月月末締めで当該月に発生した以下の広告掲載料金を記載した請求書を発行するものとする。

（1）月額固定費

（2）追加商品登録費

（3）クリック加算金額

（4）その他オプション枠費用等

2. 乙は、甲に対し、前項の請求書を受領した月の翌月末までに甲の定める方法に従い広告掲載料金を支払うものとする。

3. 前項にかかわらず、広告主が広告会社経由で申込を行った場合には、広告主と広告会社間で定める取り決めに準ずるものとする。

4. 甲が乙に請求するクリック課金について、対象となるのは、甲が正当と認めたクリック数とする。

第7条（クリック数の算出方法）

甲および乙は、甲が有するサーバで記録されたリンクの回数をもって、クリック数とし、1クリック単価にクリック数を乗じ、クリック加算金額を算出するものとする。

第8条（権利の譲渡等）

乙は、とくする通販に広告掲載する権利、その他本規約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入、その他方法を問わず処分することができない。

第9条（著作権等）

1．乙は、甲に提供した広告素材・情報等が第三者の保有に係る著作権・肖像権・商標権その他いかなる権利も侵害するものでないことを保証するものとする。

2．乙は、甲に対し、広告主のモバイル web サイト（以下「広告主サイト」という）にて掲示している商品画像等商品情報を、とくする通販上において使用することができる。当該商品画像の権利が第三者にある場合、乙は、当該第三者から許諾を必ず得なければならないものとする。

第10条（登録情報の表示）

1．乙は、甲の定める方法に従い、乙が販売する商品情報等のとくする通販掲載に必要な情報を、自らの責任において管理画面に登録するものとする。甲は乙によって登録された情報に関して、一切の責任を負わないものとする。

2．乙は、前項の登録にあたり、次の事項を遵守するものとする。

（1）本規約等を遵守すること。

（2）第11条その他本規約等に反する表示をしないこと

（3）わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと

（4）商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かに関わらず、同法11条および同法施行規則8条により表示を義務づけられた事項について表記すること

（5）前号のほか、以下の事項を記載すること

ア．問い合わせ先、電話番号および電子メールアドレス

イ．営業時間、定休日等

ウ．商品等について問い合わせおよび苦情は乙宛に行うべきこと

エ．その他甲所定の事項

3．甲は第1項に基づき乙の登録した情報（以下、「情報」という。）の審査を行うものとし、審査を通過した情報のみ、とくする通販上に公開するものとする。

4．乙は、広告掲載後、本規約等により認められる範囲内で、登録情報を改訂し、表示することができる。乙は、登録情報について、常に最新の情報をユーザに提供できるよう、定期的に更新を行うものとする。

5．甲は、乙の登録した情報がとくする通販にふさわしくないと判断した場合には、本条第3項の審査を通過したものについても、その内容および表示の変更を求めことができ、乙はこれに従うものとする。

6．乙がとくする通販に登録可能な商品数の上限は、通常 5,000 アイテムとする。但し、別途追加料金を支払うことにより、最大 30,000 アイテムまで登録することができる。

7. 乙は、商品登録時において、広告主サイトで表示されている価格と異なる価格をとくする通販に登録することはできず、そのような登録、価格表記がなされた場合には、甲は、これを削除することができるものとする。

8. とくする通販に商品を登録する場合、下記商品の登録を禁止とする。下記商品が登録された場合は、甲はこれを削除することができるものとする。

- (1) 危険物（銃器、爆発物、弾薬、弾丸、刀剣など）
- (2) 非合法品（拳銃、麻薬等の薬物類、偽ブランド商品やレプリカなど）
- (3) 青少年に悪影響がある品（アダルトビデオ・DVD・ゲーム・写真集、たばこなど）
- (4) 役務提供サービスのうち甲が定めるもの（業務請負、広告ビジネス、出会い系サイトなど）
- (5) 生物（犬、猫、魚、鳥、昆虫など生物すべて。ただし植物は除く）
- (6) 医薬品・医療機器（一部の医療機器を除く）
- (7) その他、甲が不適切と判断したもの

9. 乙がとくする通販に登録した商品について、甲は、「とくする通販」における各種メニューにおいて、乙の許諾を得ることなく掲載することができる。

第11条（広告掲載の中止・変更）

1. 甲は、とくする通販からのリンク先となる、広告主サイトについて審査し、以下の内容がある場合、その他、甲が不適当と認めた場合には、広告の掲載を中止もしくは内容を変更することができる。乙は、甲によるかかる措置について甲が乙に対して何等責任を負わないことを承諾する。

- (1) 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 甲が定める広告掲載基準およびプライバシーポリシーその他ガイドライン等に反する行為
- (3) 広告主サイト内において、甲が掲載を認められないと判断するサイトや業態へ誘引する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
- (6) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (7) 甲や他の広告掲載者または第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
- (8) とくする通販と同種または類似の業務を行う行為
- (9) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (10) とくする通販に関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (11) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為

- (1 2) サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
- (1 3) 広告主サイトへの遷移が正常に行われない場合
- (1 4) 広告主サイトへの遷移が困難（サーバダウン、ネットワーク障害等）である場合
- (1 5) 甲が別途禁止行為として定める行為

2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等（著作権・肖像権・商標権等、権利関係に抵触する恐れのある商品等） 甲が別途販売禁止として乙に通知した商品またはとくする通販のイメージに合致しないと甲が判断する商品等をとくする通販に登録およびとくする通販に掲載中、広告主サイトにて販売することができない。

第 1 2 条（販売方法）

1. 乙は、広告主サイトで販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守し、法令上、記載が義務付けられている表示事項については、広告主サイト上に表記するものとする。

2. 乙は、顧客との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と費用負担において解決するものとする。また、甲が、乙の顧客その他の第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、乙は、その全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払うものとする。

3. 甲は、乙と乙の顧客、その他の第三者との間の紛争について、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

第 1 3 条（損害賠償責任）

1. 甲の乙に対する損害賠償責任限度額は、債務不履行、瑕疵担保責任、不当利得、不法行為等その請求原因のいかんを問わず、第 1 9 条にて算出する賠償金額とする。特別損害については、たとえ、甲が係る損害の発生を予見しまたは予見しえた場合であっても、甲は免責されるものとする。

2. 前項の事由が生じた場合においても、適切に配信された広告掲載については、甲が乙に対して掲載料を請求する権利を妨げない。

3. とくする通販への広告掲載にあたり、乙または乙の従業員が、甲または第三者に損害を及ぼした場合、または本規約等に違反して甲に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償する責を負うものとする。賠償額に関しては甲乙双方で協議するものとする。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、申込書記載の契約締結日から広告掲載終了日までとする。掲載終了後、乙が掲載を継続する際は、再度、甲に申込書を提出するものとする。ただし広告会社経由での申込の場合にはメールをもって申込書の代替とする。なお、第8条、第12条、第13条、第15条、第16条、第23条は本契約の有効期間経過後も有効に存続するものとする。

第15条（顧客情報）

1. 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者にかつ当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取得事業者としての義務等を遵守しなければならない。
2. 乙は、顧客情報の漏洩がとくする通販の信用を毀損する等、その他とくする通販全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲において生じた一切の損害および費用負担（顧客への謝罪に要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責任を負うものとする。

第16条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 甲は、前項にかかわらず、とくする通販の運営に必要な範囲で、甲のグループ会社または守秘義務を締結した提携会社との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第17条（サービスの一時停止および中止）

乙は、とくする通販の掲載について、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止または中止されることがあることをあらかじめ承諾し、サービス停止による広告掲載料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないことを確認する。

- （1）甲のサーバ、ソフトウェアの点検、修理、補修、改良等のための停止
- （2）コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- （3）甲、顧客、他の広告掲載者その他第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

第18条（広告掲載停止等）

甲は、乙が以下の事由に該当する場合には、乙の広告掲載の停止、広告掲載停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第21条に定める甲による本規約の解除・解約を妨げない。

(1) 第20条第1項各号に定める事由が生じたとき

(2) 乙の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき

(3) 乙の甲に対する掲載料金の支払いが1度でも滞ったとき

(4) その他消費者保護の観点などから広告掲載停止等の措置が必要と甲が判断したとき

第19条（免責）

1. 甲は、甲の責めに帰すべき事由（第16条、第17条に規定した事由を除く）により、乙が利用する「とくする通販」サービスの中断が利用期間（1ヶ月）の3%を超えて発生した場合には、以下の条件に基づき算出した金額をもって賠償あるいは減額するものとする。但し、損害賠償金額は月額の利用料金の上限を超えないものとする。

賠償金額 = 利用金額（月額固定費）÷ 利用期間（利用月の日数）× 中断期間（1日を最小単位とし、端数は、12時間以上の場合には1日とし、12時間未満であれば切り捨てるものとする）

2. 甲は、天災、地変、火災等の事由によるサービス環境の障害、法令の変更その他甲の責めに帰すべからざる事由による「とくする通販」サービスの提供の遅滞・中断・中止・停止・廃止については、一切責任を負わないものとする。

第20条（乙による解約）

乙は、本契約締結日から広告掲載期間満了日までの間は本契約を解約できないものとする。

第21条（甲による解除・解約）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の広告掲載をとくする通販およびサーバから削除することができる。

(1) 乙が本規約等に違反したとき

(2) 甲が乙に対し連絡を取れなくなったとき

(3) 乙が、販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき

(4) 乙による販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはとくする通販にふさわしくないと甲が判断したとき

(5) 乙が破産開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算申立、特定調停申立、あるいはこれらのための保全手続の申立がなされあるいは申立てを受けた場合

(6) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立、または公租公課の滞納処分を受けた場合

(7) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合

(8) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合

(9) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があった場合

(10) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があった場合

(11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合

(12) その他乙との広告掲載契約の継続が困難であると甲が判断した場合

2 . 第 1 項にかかわらず、甲は、1 ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

3 . 第 1 項または第 2 項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切の責任を負わない。

4 . 乙が第 1 項各号のいずれかに該当した場合、乙は当然に甲に対する全債務の期限の利益を失い、残債務全額を直ちに相手方に支払うものとする。

第 2 2 条 (とくする通販の変更)

甲は、乙への事前の通知・承諾なく、とくする通販について変更および既に掲載のある場合についても、掲出位置、意匠、掲出方法の変更を行うことができる。これら変更によって生じたクリックについても乙の承諾を得ることなく課金および請求する権利を有するものとする。

第 2 3 条 (準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 2 4 条 (本規約の適用)

本規約は 2009 年 4 月 1 日より適用するものとする。

ただし、2009 年 4 月 1 日以前から「とくする通販」に掲載をしている広告主については、第 6 条 (掲載料金、請求・支払方法) は、既存の契約期間満了までは適用されないものとする。

以上